

# 総務委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

### 生産緑地地区の指定要件等に係るパブリックコメントの実施結果について

- 資料 1 川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和についての  
パブリックコメントの実施結果について
- 資料 2 生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正についての  
パブリックコメントの実施結果について
- 参考資料1 川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和について  
皆様の御意見を募集します
- 参考資料2 生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正について  
皆様の御意見を募集します

経済労働局

平成30年1月26日

## 川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和についての パブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号）の改正により、これまで 500 平方メートル以上とする生産緑地地区の区域の規模を、300 平方メートル以上 500 平方メートル未満の範囲で条例で定めることができることとなりました。

農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることを目的に、川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和を検討し、その内容を踏まえた条例案を取りまとめるため、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を、次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

名称	川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和について
意見の募集期間	平成 29 年 11 月 27 日（月）から平成 29 年 12 月 26 日（火）まで
意見の閲覧場所	川崎市ホームページ、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市役所第 3 庁舎 2 階（かわさき情報プラザ）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送または持参
結果の公表方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ及び各区役所での資料設置

### 3 結果について

#### パブリックコメント手続で寄せられた意見

意見提出数（意見件数）	8 通（ 1 1 件）
内訳：電子メール	5 通（ 7 件）
ファックス	3 通（ 4 件）
郵送	0 通（ 0 件）
持参	0 通（ 0 件）

#### 4 御意見の内容と対応

##### (1) 御意見の件数と対応区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
① 面積要件に関するもの	5件	0	5	0	0	0
② 指定基準等に関するもの	3件	0	0	0	0	3
③ その他	3件	0	2	0	0	1
合計	11件	0	7	0	0	4

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例制定に反映するもの
- B 条例制定の趣旨に沿った御意見であり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の条例制定を進めていく中で参考とするもの
- D 条例制定に対する要望・質問等であり、内容を説明・確認するもの
- E その他の御意見

##### (2) 具体的な御意見の内容と市の考え方

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
①面積要件に関するもの			
1	面積要件を300平米にしてより多くの緑地、農地を残すことが、今後の川崎にとって有意義なことになる。	農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることは、良好な都市環境を形成する上で必要不可欠と考えております。御意見を踏まえて、区域の規模を300㎡以上とする条例制定に取り組んでまいります。	B
2	川崎市内で農業を営んでいるが、市街化農地区域内に農地があり、農業を断念している者もいるので面積要件については300㎡と条例による指定をしてもらいたい。		B
3	生産緑地の面積要件を300㎡以上の範囲において条例で指定となっているが、川崎市の農業は都心に近いこともあり「都市農業」の象徴ともいえるので、面積要件については300㎡以上と条例で指定していただきたい。		B

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
4	市内農地の維持拡大を図るために区域の規模を、現行の 500 m <sup>2</sup> 以上から 300 m <sup>2</sup> 以上に引き下げる条例の制定を速やかに進めていただきたい。		B
5	市街化区域の高額な相続税支払いのため、農地を売却する人が多く、結果 500 m <sup>2</sup> を下回り解除される農地が発生する。また、複数の所有者からなる生産緑地が、一部の解除により 500 m <sup>2</sup> を下回ることによって道連れ解除となってしまう。解除された農地は高額な固定資産税が課され、農業継続の意向があっても、将来売却され農地の減少につながる。市内の農地（緑地）を少しでも多く残したいので、下限面積を 300 m <sup>2</sup> としていただきたい。	御意見を踏まえ、生産緑地地区の区域の規模を 300 m <sup>2</sup> 以上とする条例制定に取り組んでまいります。 なお、いわゆる道連れ解除についても、可能な限り抑制できるよう努めてまいります。	B
②指定基準等に関するもの			
1	生産緑地法における指定基準の改正は川崎市内の農地保全の観点から重要だと考える。	生産緑地法の改正にあわせて、国土交通省による都市計画運用指針の改正が行われました。これを受けて一定の条件を満たす場合に、一度生産緑地を解除した農地を再度指定することや 100 m <sup>2</sup> 以上の小規模な農地を一団の農地として指定することを可能とする、指定基準等の改正に取り組んでまいります。	E
2	生産緑地として登録してあったものを一度取り下げたものに対し、再度登録を認めて欲しい。		E
3	一団の農地を構成する個々の下限面積が 100 m <sup>2</sup> と出ているが、市内には小規模農地が多数点在することから、極力小さな農地でも指定ができるようにしてもらいたい。		E

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
③その他			
1	緑の減少が著しい川崎にとっては残すことに意識をもって努力をしなければならない。	都市化が進展する本市において、農地は重要な保全すべき緑地の1つと考えております。緑地保全の観点からも生産緑地の指定が重要であるため、御意見を踏まえた条例制定に取り組んでまいります。	B
2	条例制定に伴い追加指定が可能な農家については、農地所有者等への制度説明と併せ意向確認を行い、速やかに追加指定の手続きをとるよう尽力いただきたい。	御意見を踏まえ、条例制定に取り組み、関係機関と連携しながら周知、制度説明を行ってまいります。	B
3	都市計画法や建築基準法の整備も進められることではじめて「農と住の調和」が図られ、市民にももっと広く農業が親しみ深いものになると考える。	生産緑地法の改正と同時に、都市計画法や建築基準法等の改正も行われました。その中で、農地と調和した低層住宅に係る良好な住居環境の保護を目的に、新たな用途地域「田園住居地域」が創設されたため、本市では指定基準の整備とその適用の可能性について、調査・検討を行っているところです。	E

## 5 今後の予定

今回提出された御意見につきましては、条例制定の趣旨に沿ったものであり、御意見を踏まえ「川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」（案）を作成します。

- ・平成30年2月 平成30年第1回定例会に条例案として提出
- ・平成30年3月 公布・施行（予定）

## 6 お問合せ

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課  
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 2階  
電話：044-860-2461 FAX：044-860-2464

## 生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正についての パブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

「生産緑地法」(昭和 49 年法律第 68 号)の改正に合わせて、国土交通省により都市計画運用指針(平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計発第 92 号建設省都市局長通知)の改正が行われました。

農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることを目的に、川崎市生産緑地地区の区域の指定基準等の見直し案を取りまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を、次のとおり公表いたします。

#### ～都市計画運用指針 改正のポイント～

- ▶ 農地を宅地化するなどの目的で、農地法に基づく転用の届出をした場合、生産緑地地区に指定することは不可  
⇒将来的にも営農が継続されることが確認される場合等には、生産緑地地区に定めることも可能
- ▶ 物理的な一体性を有していない場合は、生産緑地地区に指定することは不可  
⇒物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地等として生産緑地地区を定めることが可能

### 2 意見募集の概要

名称	生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正について
意見の募集期間	平成 29 年 11 月 27 日(月)から平成 29 年 12 月 26 日(火)まで
意見の閲覧場所	川崎市ホームページ、各区役所(市政資料コーナー)、川崎市役所第 3 庁舎 2 階(かわさき情報プラザ)
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送または持参
結果の公表方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ及び各区役所での資料設置

### 3 結果について

#### パブリックコメント手続で寄せられた意見

意見提出数(意見件数)	6 通(10 件)
内訳: 電子メール	1 通(1 件)
ファックス	4 通(7 件)
郵送	0 通(0 件)
持参	1 通(2 件)

#### 4 御意見の内容と対応

##### (1) 御意見の件数と対応区分

項 目	件 数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
① 農地転用後の状況変化に関するもの	2件 [+1件]	0	2 [+1]	0	0	0
② 一団の農地等に関するもの	5件 [+1件]	0	4 [+1]	1	0	0
③ その他	3件 [+1件]	0	1 [+1]	0	0	2
合 計	10件 [+3件]	0	7 [+3]	1	0	2

- A 御意見の趣旨を踏まえ、指定基準等の改正に反映するもの
- B 指定基準等の趣旨に沿った御意見であり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の指定基準等の改正を進めていく中で参考とするもの
- D 指定基準等の改正に対する要望・質問等であり、内容を説明・確認するもの
- E その他の御意見

[ ]内の数値：同時実施した意見募集「川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和について」に寄せられた指定基準に関する意見の数。なお、上段の数値に含まず。

##### (2) 具体的な御意見の内容と市の考え方

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
①農地転用後の状況変化に関するもの			
1	指定解除要件を備えた農地等であっても農地保全の観点から再指定が可能となるよう指定要件の見直しが必要と考える。	一度解除された生産緑地地区においても、その後の状況変化等により、再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合には、保全を推進すべきものと考えております。御意見を踏まえて、指定基準等の改正に取り組んでまいります。	B
2	川崎市の農地（緑地）を少しでも多く残したいので、生産緑地を解除した農地も再度登録できるようにして頂きたい。		B

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
※注	生産緑地として登録してあったものを一度取り下げたものに対し、再度登録を認めて欲しい。	一度解除された生産緑地地区においても、その後の状況変化等により、再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合には、保全を推進すべきものと考えております。御意見を踏まえて、指定基準等の改正に取り組んでまいります。	B
②一団の農地等に関するもの			
1	一団の農地等を構成する農地の下限面積について示されているが、子育てしやすく住みやすい魅力ある川崎市であるためにも、そのような小さな農地をたくさん残せるような仕組みにして欲しい。	都市化が進展する本市においては、一定の条件を満たす小規模な農地についても多面的機能の発揮が期待されるものと捉えております。御意見を踏まえ、国の都市計画運用指針に示されている、小規模な道路が介在している農地のほか、物理的な一体性を有していない小規模な農地についても、一定条件のもと一団の農地として指定することを可能とする、指定基準等の改正に取り組んでまいります。	B
2	川崎市の農地（緑地）を少しでも多く残したいので、農地と農地の間に道路等があっても、一団の農地とみなし生産緑地に登録出来るようにして頂きたい。		B
3	生産緑地地区の道連れ解除を軽減するため一団の農地について、緩和措置が図られるよう指定基準等の見直しが必要と考える。	複数の所有者で構成する生産緑地地区において、一部の所有者の行為制限解除に伴い、当該生産緑地が全部廃止となる、いわゆる道連れ解除については、重要な課題と考えております。指定基準等の改正とともに、区域の規模を300㎡以上とする条例制定に取り組むことにより、道連れ解除を可能な限り抑制できるよう努めてまいります。	B
4	現行より幅を持たせた考え方となり賛同出来るが、基準があいまいで市内全域での公平性に疑問が残る。現行制度で起こっていた道連れ解除が無くなるよう調整して頂きたい。		B



番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
5	一団を構成する個々の農地面積の下限が「地域の実情に応じ」とあり非常に不明瞭。明確な指標を示すとともに、市内で継続的な農業を行うため、100㎡に満たない農地も可能な限り認定されるようにして頂きたい。	国の都市計画運用指針では一団を構成する個々の農地面積について、100㎡程度を下限としております。本市としては、その範囲内で可能なかぎり農地を残せるよう、御意見を参考とさせていただき、指定基準の改正に取り組んでまいります。	C
※注	一団の農地を構成する個々の下限面積が100㎡と出ているが、市内には小規模農地が多数点在することから、極力小さな農地でも指定ができるようにしてもらいたい。	国の都市計画運用指針では一団を構成する個々の農地面積について、100㎡程度を下限としております。本市としては、その範囲内で可能なかぎり農地を残せるよう、御意見を参考とさせていただき、指定基準の改正に取り組んでまいります。	B
③その他			
1	現在生産緑地登録した農地等は、今後も農業が続けていけるようお願いしたい。	川崎市農業生産緑地等振興事業等を引き続き実施するとともに、御意見を踏まえて、指定基準等の改正に取り組んでまいります。	B
2	相続税等の減免等についてもよろしくをお願いしたい。	相続税等の税制度については、現在、国において検討を行っており、国の制度等が明らかになった段階で農業者に対する説明会等を実施し、制度周知に努めてまいります。	E
3	農産物直売所や加工所、農家レストランの設置が可能となる方向だが、設置規制の緩和が必要と考える。	御意見を頂きました施設については、生産緑地法の改正により用途規制の範囲内で設置が可能となりました。今後は農業者に対する説明会等を実施し、制度周知に努めてまいります。	E

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
※注	生産緑地法における指定基準の改正は川崎市内の農地保全の観点から重要だと考える。	農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることは、良好な都市環境を形成する上で必要不可欠と考えております。御意見を踏まえて、指定基準等の改正に取り組んでまいります。	B

※注：同時実施した意見募集「川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和について」に寄せられた指定基準に関する意見。

## 5 今後の予定

今回提出された御意見の趣旨を踏まえ、「川崎市生産緑地地区指定基準」等を改正し、条例に合わせ施行します。

## 6 お問い合わせ

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課  
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 2階  
電話：044-860-2461 FAX：044-860-2464

川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和について  
皆様の御意見を募集します

「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号）の改正により、これまで 5 0 0 m<sup>2</sup>以上とする生産緑地地区の区域の規模を、3 0 0 m<sup>2</sup>以上 5 0 0 m<sup>2</sup>未満の範囲で条例で定めることができることとなりました。

つきましては、農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることを目的に、川崎市生産緑地地区の区域の面積要件の緩和を検討し、その内容を踏まえた条例案を取りまとめるため、市民の皆様の御意見を募集します。

1 条例の制定時期

平成 3 0 年 4 月 1 日（予定）

2 制定を検討する条例と主な内容

「川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」

・生産緑地の区域の規模を 3 0 0 m<sup>2</sup>以上とします。

3 意見の募集期間

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日（月）から 1 2 月 2 6 日（火）まで【3 0 日間】

※郵送の場合、1 2 月 2 6 日消印有効です。

※持参の場合、土日祝日を除く 8 時 3 0 分から 1 2 時、1 3 時から 1 7 時 1 5 分の時間帯でお持ちください。

4 資料の閲覧場所

川崎市役所第 3 庁舎 2 階（かわさき情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」から御覧いただけます。

5 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、F A X、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

●意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、F A X 番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。

●電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

6 注意事項

●お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、市の考え方を、後日市ホームページで公表いたします。

●お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

●電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

7 問い合わせ先・意見提出先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

〒2 1 3 - 0 0 1 5

川崎市高津区梶ヶ谷 2 - 1 - 7

電話 0 4 4 - 8 6 0 - 2 4 6 1 F A X 0 4 4 - 8 6 0 - 2 4 6 4

# 川崎市生産緑地地区を取り巻く状況について

## ① 生産緑地制度に係る状況

### 国等の動き

- 平成27年4月 「都市農業振興基本法」制定  
目的：都市農業の安定的な継続を図る
- 平成28年5月 「都市農業振興基本計画」閣議決定  
都市農地「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ
- 平成29年6月 「生産緑地法」が一部改正

- 面積要件緩和。条例で300㎡まで引き下げ可能に
- 建築規制の緩和。直売所等を設置可能に
- 「特定生産緑地」制度創設。買取りの申出期限10年延長

## ② 法改正内容

### 生産緑地法(昭和49年法律第68号)(抜粋)

#### 第3条第1項

市街化区域内にある農地で、次に掲げる条件に該当する一団のもの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- (略)
- 500平方メートル以上の規模の区域であること。
- (略)

#### 第3条第2項 (← 法改正により新たに条項追加)

市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

### 生産緑地法施行令(昭和49年政令第285号)(抜粋)

#### 第3条 (← 法改正により新たに条項追加)

法第3条第2項の政令で定める基準は、300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

## ③ 面積要件の根拠

#### [都市計画運用指針](国土交通省)

都市計画運用指針において、身近な避難地として防災機能の発揮が期待される緑地の面積等を勘案し、条例により定められる規模要件の下限を300㎡としています。

#### [市民緑地の規模](都市緑地法)

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を地域の人々が利用できるよう公開する制度です。土地や人工地盤、建築物等の面積は300㎡以上とされています。

#### [身近な防災活動拠点型の一時避難地の機能を有する都市公園の面積]

(国土交通省「防災公園の計画・設計に関するガイドライン」)

平常時においては防災に関する知識を学ぶ場所とされ、大地震時においては主として一時避難等の身近な防災活動の場とされています。人口集中地区においては、300㎡以上とされています。

## ④ 川崎市関連計画の位置づけ

### 「川崎市総合計画」(実施計画 平成28年度～平成29年度)上の位置づけ

施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれいあいの推進  
直接目標 ●多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する

### 「川崎市都市マスタープラン(全体構想)」(平成29年3月改定)上の位置づけ

Ⅲ都市環境 2(2)④都市景観の視点による公園・緑地の配置の方針  
生産緑地地区等は、(略)、これらの緑地については、郷土的景観を構成する緑地として保全に努めます。

### 「川崎市緑の基本計画」(平成20年3月改定)上の位置づけ

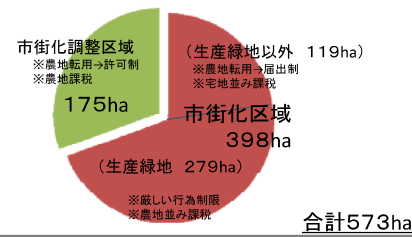
基本施策 ■農地の保全に関する施策 ①農地の保全と活用  
生産緑地の指定基準に基づき、生産緑地の指定拡大に努めます。

### 「川崎市農業振興計画」(平成28年3月策定)上の位置づけ

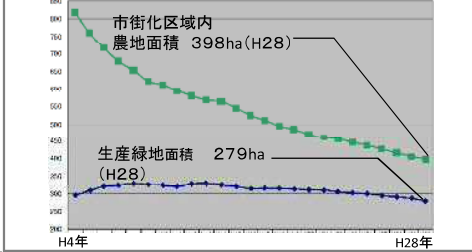
都市農業の持続的発展を図るための制度の課題  
生産緑地制度は大きな役割を果たしていますが、(略)、適用要件を緩和する必要があります。

## ⑤ 本市生産緑地に係る状況

### ○農地面積の内訳(平成29年1月1日現在)



### ○生産緑地指定状況等推移表



- ・市内農地の約7割が市街化区域内にあり、その約7割が生産緑地
- ・市街化区域内農地は減少しているが(H4比49%)、生産緑地の減少幅は小さい(H4年比94%)

### ○各区の生産緑地指定面積および未指定農地面積

単位：ヘクタール

区	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
生産緑地面積	0	2.1	17.5	40.1	104	67.5	47.8	279
未指定農地面積 [300~499㎡]	0.1	0.3	2.1	3.6	6.4	8.6	4.2	25.3

### 川崎市における都市農業・農地の多面的機能評価

本市都市農業は、農業者や関係者の努力により、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全等の多様な機能を発揮している。



農業生産



環境保全



景観形成



防災



生物多様性

生産緑地への指定が、  
都市農地の維持・保全に大きく寄与

- ・条例制定による面積要件の緩和
- ・再指定等の指定要件の見直し

## 生産緑地法改正に伴う指定基準等の改正について 皆様の御意見を募集します

「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号）の改正に合わせて、国土交通省により都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日付け建設省都計発第 92 号建設省都市局長通知）の改正が行われました。

つきましては、農業生産のみならず、環境保全、景観形成、防災、生物多様性等の多面的な機能を有する都市農地の保全を図ることを目的に、川崎市生産緑地地区の区域の指定基準等の見直し案を取りまとめましたので、今後、指定基準等を改正するにあたり、市民の皆様の御意見を募集します。

### 1 指定基準の改正時期

平成 30 年 4 月 1 日（予定）

### 2 改正を検討する指定基準等と主な内容

「川崎市生産緑地地区指定基準」

「川崎市生産緑地地区指定基準細目」

「川崎市生産緑地地区の変更等に関する基準」

「川崎市生産緑地地区の変更等に関する基準細目」

- ・農地法による届出後の状況等の変化により、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等に、生産緑地地区に定めることを可能とする改正
- ・物理的な一体性を有していない場合であっても、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合、一団の農地等として生産緑地地区に定めることを可能とする改正
- ・その他、関係例規等との整合を図り、所要の文言の整理を行います。

### 3 意見の募集期間

平成 29 年 11 月 27 日（月）から 12 月 26 日（火）まで【30 日間】

※郵送の場合、12 月 26 日消印有効です。

※持参の場合、土日祝日を除く 8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時 15 分の時間帯でお持ちください。

### 4 資料の閲覧場所

川崎市役所第 3 庁舎 2 階（かわさき情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」から御覧いただけます。

### 5 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

- 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX 番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- 電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

### 6 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、市の考え方を、後日市ホームページで公表いたします。
- お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

### 7 問い合わせ先・意見提出先

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課

〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7

電話 044-860-2461 FAX 044-860-2464